素材を用いた編集著作物の生成による著作権学習システム

布施泉^{†1} 岡部成玄^{†1} 中原敬広^{†2} 牧野圭一^{†3}

概要:本研究では、素材を用いた編集著作物を生成することによる著作権の学習を想定し、画像素材を組み合わせる ことで新たな著作物を生成することを容易にするシステムを開発した.本システムは、HTML5 を用い、学習者がブ ラウザ画面上で素材を配置することを可能とする.素材を用いて新たに生成した著作物は、当該システム上で再度、 素材として活用できるように設計した.その際、新たな著作物における原著作物の著作情報は保持し継承することと した.編集著作物に関する学習内容を検討する際、実際の判例では、素材に著作物性があるものとないものがあるた め、本システムを用いた学習で、各場合に応じた学習について検討を行った.

キーワード:画像,継承,編集著作物,著作権

System for Learning the Copyright by Creating a Work with Editing Material of Previous Works

IZUMI FUSE^{†1} SHIGETO OKABE^{†1} TAKAHIRO NAKAHARA^{†2} KEIICHI MAKINO^{†3}

1. はじめに

編集著作物とは、例えば百科事典や詩集など、個々の著 作物等を創作的に選択・配置することにより認められる著 作物である。その際、配置される素材は著作物に限らず、 また、素材が著作物である場合には、著作権法第 12 条 2 項より、素材の著作者の権利には影響を及ぼさないとされ る.つまり、編集著作物では、掲載されている個々の原著 作物とは別に著作権が発生することになる。これまでの判 例では、タウンページなどの職業分類における電話番号情 報[1] (素材となる電話番号は著作物ではない)、英和辞典 や用事苑などの言葉に関わるもの[2][3] (素材となる語句そ のものは著作物ではない)、日めくりカレンダー用の花の写 真集[4] (素材となる個々の花の写真も著作物である) など が編集著作物として認められてきた。

このように、編集著作物は一般に素材の著作物性には依 らず、素材の選択や配置の創作性が認定のポイントとなっ ている.「編集著作物」という概念は、小説や漫画、音楽や 映画といった理解しやすい単純な著作物ではないため、学 校教育における学習活動の中では取り上げられにくい.現 状では、OER (Open educational resources) での資料公開等、 実務者が著作権について包括的に学ぶ際に、著作物全体の 中で、編集著作物の位置づけを含め、体系的に知識を学ぶ ための資料が見受けられる程度である[5][6].

しかしながら,高等教育では,情報社会で主体的な活動 を行うことのできる人材育成が求められている.著作権の 学習では,一般の著作物に留まらず,編集著作物やデータ ベースの著作物,二次的著作物といった,著作物に対する 体系的な理解が不可欠であると考える.情報社会における 創作活動は,他者と協調的に行うものも多く,組み合わせ の創作性(編集著作物)やオリジナルからの派生(二次的 著作物)といった広い視野での創作活動の意義を理解する ことが重要であるからである.そのような理解を深めるた めには,単なる知識教育ではなく,実際に編集著作物を作 成することによる学習が,有効であると予想される.

このような背景のもと、本研究では、画像で表現される 素材を用い、編集著作物を容易に生成することのできるシ ステムを開発した.当該システムは、ウェブブラウザ上で 動作し、素材となる画像の著作情報をメタデータとして保 持し、継承する仕組みを有するシステムである.後々の汎 用性と拡張性を鑑み、HTML5を用い、Moodle プラグイン として開発を行った.

2. 創作エディタの開発

画像で表現される編集著作物を,素材を用いて簡便に生 成するためにシステムを開発した.創作エディタと名付け たこのシステムは, Moodle 上で,当該インスタンスをク

^{†1} 北海道大学

Hokkaido University

^{†2} 合同会社三玄舎

Sangensha LLC

^{*3} 公益社団法人日本漫画家協会 Japan Cartoonists Association

リックすることで, 起動することができる. 創作エディタ では, キャンバス, 作品ギャラリー, マイフォルダ, 管理 (Moodle の教師ユーザのみに表示), コースに戻る, の 5 つのタブで構成される.このうち,「コースに戻る」タブは, Moodle コースに戻るためだけに用いられる. 以下, 残りの 4つのタブに関して, 順に主な機能とインターフェースを 紹介する.

(1) 創作エディタにおける「キャンパス」タブ

図1に「キャンバス」タブの画面例を示す.

素材はあらかじめ、後述する管理タブからまとめて設定 することができる.また、学習者が、図1の「イラストの 公開」ボタンにより、個々の素材をアップロードできる. このようにして登録された素材を本論文ではイラストと呼 ぶ.イラストは、図1の「イラストの追加」アイコンから、 キャンバス(画面)上に素材として配置することができる. 図2は、素材をキャンバス上に配置した例である.当該イ ラストは、縦横の縮尺を変更したり、新たな描画を行った り、画面における前後の位置関係を変更したり、文字を追 加することができるようになっている.



図 1 創作エディタにおけるキャンバス画面



図2は、素材となるイラスト4つ(カッパ、ヤドカリの殻、 棘、天使の少年)を組み合わせて、画面を構成した例であ る.その際、画面を構成する素材は、著作情報として、図 3のように、各著者の画像が表示されるように設計し、画 像全体における各素材の寄与を一覧できるように工夫した.



図3 著作情報における利用イラストの表示例

完成した編集著作物となり得る作品は、イラストの公開ア イコンから公開することができる.その際、図4に示され る通り、作品名称(タイトル)、および作成者名を記述し、 ライセンス表示と表示カテゴリを選択した上で公開する. また、本画面で、ギャラリーへの公開をチェックすること で、当該作品を同時に作品ギャラリーにも登録することが できる.なお、この公開画面に表示させる内容は、メタ情 報として後述する管理タブにおいて、個別に設定すること が可能である.



図4 イラストの公開画面例

作品公開時に選択するライセンスに関しては、デフォル トではクリエイティブ・コモンズ・ライセンスを用い、公 開時には、第三者に対し、当該作品をどのように利用して よいかを予め明示することとしている.なお,教授者側で、 他のライセンスを用いたい場合には管理モードの画面にて, 本設定を変更することが可能である.

(2) 創作エディタにおける「作品ギャラリー」タブ

作品ギャラリーに学習者が作品を公開していくと,図 5 のように作品ギャラリー内で相互の作品を確認することが できる.全体を表示する一覧画面の他,個々の作品をクリ ックすると,当該作品の詳細が確認できる.詳細情報を表 示させると,公開時に入力された内容が表示される.



↓各作品をクリックすると詳細が表示される



⁹成増:中絶 泉 ライセンス表示・非営利・諸年

図5 「作品ギャラリー」の画面例(一覧と詳細)

(3) 創作エディタにおける「マイフォルダ」タブ

マイフォルダは,各学習者が自身の作品を管理する画面 である.学習者が作品を創り,保存し,作品を公開し,作 品ギャラリーにも公開する,という各過程があるため,本 タブには,公開した作品の管理,ギャラリーに公開した作 品の管理,保存データの管理の機能を配置している.

図6は、学習者個々が提出した作品の管理を行う画面を 示す.カテゴリ、名称、作成者等、公開時に入力した内容 を修正することが可能であるほか、一旦公開したイラスト の表示・非表示を変える設定、及び削除を可能としている.

同様に、作品ギャラリーの管理では、作品ギャラリーに 公開した作品についても、削除やコメントの再入力を可能 とする.また、公開したイラストの中から、新たにギャラ リーに登録することもできる.保存データの管理では、キ ャンバスで作品を創作している段階で、一時保存したデー タを確認することができる.

	キャン	バス 作品ギャラノー マイフォ	1/3	8년 그	ースに戻る					
۵	作品の管理									
â			カテゴ	ユーザ 名	作成日時	名称	作成者	ライセンス		
9)))	₽ ⊗ X	这些世代。 19月1日 - 19月1日 - 19月1日	ねし	布施 泉	2016年 05月 10日(火曜日) 22:32	≠≠⇒⊅⋟	牧野圭	表示一非営利一 継承		
	× ® ×	The second	なし	布施 泉	2016年 05月 23日(月曜日) 17:16	content-(1)-2ガッバ女	牧野圭	表示一非営利— 継承		
	× ® ×		なし	布施泉	2016年 05月 23日(月曜日) 17:16	content-(1)-2カッパ男	牧野圭	表示一非営利一 継承		
図6 「マイフォルダ」の作品管理の画面例										

(4) 創作エディタにおける「管理」タブ

創作エディタにおける管理タブは, Moodle の教師ユーザ のみに表示される機能である. イラスト公開時におけるメ タ情報の設定,カテゴリの管理,素材となるイラストの一 括アップロード,公開されたイラストの確認・管理,作品 ギャラリーの管理等が可能である.

	キャンパ	バス 作品ギャラリー マイ	フォルダ 管理	= - 7						
00	メタ情報の設定									
8	No	name	type	display						
	1	名称	Title	•						
•	2	作成者	Author	✓						
	3	ライセンス	License	✓	1=>表示,2					
â	4	作品について	textarea 🖌	•						
9	71-	・ルドを追加 送信								

図7 「管理」タブにおける作品管理の画面例

例えば、キャンバス画面では、作品公開時にメタ情報を 入力するが、何をメタ情報とするかをこの管理タブから設 定することができる.図7にメタ情報の設定画面を示す. ここで、作品のタイトル、著者名、ライセンスの項目は必 須としている(表示上の名前は変更可能である)が、4項 目以降は任意にメタ情報を増やすことができる.

カテゴリの管理は、任意にカテゴリを追加設定できる機 能を有する.また、デフォルトで、どのカテゴリを利用者 に表示するかを設定することが可能である.

イラストのアップロードでは,教師ユーザは素材となる イラスト(画像)をまとめてアップロードすることができ る.なお,作成者,ライセンス,カテゴリが同じ場合には, 画像のファイル名を名称として,まとめてアップロードす ることが可能である.

公開された作品の管理,作品ギャラリーの管理は,基本 的に各著者が操作できる「マイフォルダ」と同様である. 操作対象が,本インスタンスで管理・保持している全イラ ストであり,各イラストの各種情報の編集,表示・非表示, 削除の設定をすることが可能である.

3. 編集著作物の作成による著作権学習の検討

3.1 著作物を配置し直しての編集著作物の生成

2 章で示した作品例における素材は,著者の一人である 牧野の作品であり、原著作物においても著作権を有してい る. 今回用いた素材については、ライセンス表示としてク リエイティブ・コモンズの「表示―非営利―継承」を選択 している.素材の利用者は、素材の著作者が提示したライ センスに従い、個々に著作権を有する素材の著作物を活用 し組み合わせる中で、編集著作物を作成することとなる. よって、学習としては、個々の素材の著作物を独自に選択・ 配置するとともに、独自表現の追加することにより生成し た作品が、全体として元の著作物と異なる創作的な表現と なっているか否かを判断させる学習が設計可能であろう. 「はじめに」で示した通り、実際の判例として、編集著作 物を扱ったものが各種存在するため、それらを踏まえ、各 学習者が作成した作品の著作物性を評価させる実践を行う ことが可能である. その際, 著作物ではない画像や語句を 組み合わせた編集著作物を生成した場合の創作性について も、合わせて考察することが可能であろう.

3.2 著作物を用いずに作成する編集著作物の生成

「はじめに」で示した通り,編集著作物は,素材が著作 権を有する著作物である要件は必須ではない.そこで,例 えば,定型的な配置の枠内で,編集著作物を作成させる実 践を行うことも想定できる.例えば,図8のような単純な 制限を課したイラストを予め登録しておき,この制限を踏 まえて,編集著作物を作成させることも考えられよう.ま た,このような制限を課すことで,できた作品のバリエー ションの程度を体験できると考える.つまり,制限を課す 場合と課さない場合で,学習者が実際に作品を生成し,学 習者同士で作品を比較し,バリエーションの程度を確認す ることも可能である.

スクール情報を編集収録した月刊誌「ケイコとマナブ」 に関する判例[7]では、別の月刊誌の配列体系が似ているこ とをもって、編集著作権を侵害したか否かについての判断 が示されている.上記の実践の前後で、当該裁判でどのよ うな創作的な配置や配列体系が問題になったのかを調べ、 どのような結論が導かれたかを確認させ、編集著作物の創 作性についての学習を行うことで、編集著作物に対する理 解を向上させることが可能であると考える.特に、編集著 作物における創作性については、「従前見られないような選 択又は配列の方法を取るといった高度の創作性を意味する ものではなく、素材の選択又は配列に何らかの形で人間の 創作活動の成果が顕れていることをもって足りる」という 解釈が一般になされており、その理解を実践とともに確認 する学習には意味があると考えている.



4. 考察

3 章で示した通り、本研究で開発した創作エディタシス テムでは、画像で表現される素材を、素材の著作者が設定 したライセンス情報を踏まえ、利用者が編集を施し、素材 の配置を含め、独自の創作を加えていく.ここで、元の素 材の著作物と完成した利用者の作品とをシステム的に比較 することにより、完成した作品の創作性の判断に対する補 助的な数値(例えば一致度等)を示すことも可能であると 考えるが、本システムにはそのような機能は含めていない.

理由は以下の2点である.学習者は,一般に,システム 的な数値を確認できることが分かれば,学習者自身が創作 の際に,当該数値を確認することを欲し,自身の編集作品 に対し制限を課す可能性,つまり作品の創作活動に関し, 委縮効果を起こす可能性があると考えられること.二点目 には,他の学習者の作品に対し,創作性の評価を行う際に も,システム的な一致度を踏まえた画一的な判断になりや すいと考えられること,との判断からである.

また、システム的には、作品同士の一致度以外にも、用 いた素材のライセンスの系譜に疑義がある場合に警告を発 すること等も考えられる.例えば、表示一非営利一継承を 明示している作品を用いて、表示一継承(営利目的にも使 えるようなライセンス表示)を選択するものは、システム 的に許さない、とすることも可能ではあるが、現行システ ムでは、そのような判断もシステム的には行わせていない. これらは、システムとしてではなく、学習活動の中で、学 習者自身の気づきが得られるように、学習デザインをする ことを想定している.システムに縛られることなく、自由 な創作活動を通して、著作権について実践的に体得させる ことを意図している.

学習者の学習活動に対する評価については、学習者が素

材を用いた編集著作物としての作品の創作と、学習者の作 品を相互評価する中で、知識的な側面を理解するとともに、 判例を調査し、現状の著作物の体系を総合的に学んだ上で、 以下について学習者に考察を求めることを検討している. 情報社会において、著作権がどのように構成されるべきか、 現状で不足するところがあるとすればどのような点である かを提示・提案させること、あるいは、学習者自身が本学 習により、実践前後と比較して、著作権に関し、どのよう な視野を獲得したかを記述させることを想定している. そ して、当該レポートの結果をルーブリックに照らし合わせ、 評価することを想定している. ルーブリック評価の具体的 な評価項目については、実際の学習者の作品と学習者の相 互評価のコメントを確認しながら、今後、詳細を詰めて設 計していく予定である.

5. おわりに

本研究では、画像で表現できる素材を用いて、配置を含 めた独自な創作を加えることで新たな著作物を生成するこ とを目的としたシステムの開発について述べた.本稿では 特に、編集著作物の理解に焦点を当て、開発システムの活 用について検討した.本システムでは、素材が著作物であ ることを前提にシステムを開発しており、素材を利用した 著作物では現著作物の著作情報をメタ情報として保持し継 承する. 但し、システム上で、著作物ではない素材画像を 用いることも当然ながら可能である.編集著作物における 創作性について理解するために、素材の著作物性がある場 合, ない場合, それぞれに応じ, 本システムを利用するこ とで、対応する編集著作物を作成することが可能である. さらに、本システムを用いた実践に加え、編集著作物の素 材の著作物性について,学習者自身に判例を調査させるこ とが有効であると考える.本稿では、このような各学習に おける実践方法についての検討を行った.

著作権の教育はともすれば,既存の判例を確認し,内容 を理解するといった知識教育に比重が高くなることが予想 されるが,理解を深化させるためには,実際に自らが編集 著作物を作成する活動を含めて,学習を構成することが効 果的であると考える.

本システムを利用した様々な活用方法について、本デモ ンストレーションにて意見交換ができると幸いである.

謝辞 本研究の一部は, JSPS 科研費 24300277, 15H02921 の助成を受けた.

参考文献

 [1] "タウンページデータベース事件",平成 8(ワ)9325,著作権 民事訴訟,平成 12 年 3 月 17 日,東京地方裁判所, http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/286/013286_hanrei.pdf, (参照 2016-05-23).

- [2] "アメリカ語用語集事件",昭和 50(ワ)480,著作権 民事訴訟,昭和 59年5月14日,東京地方裁判所, http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/084/014084_hanrei.pdf,(参照 2016-05-23).
- [3] 平成 25 年度著作権委員会第 3 部会, "知っておきたい最新著 作権判決例", 日本弁理士会, p7 参照, http://www.jpaa.or.jp/activity/publication/patent/patent-library/pate nt-lib/201408/jpaapatent201408_016-036.pdf, (参照 2016-05-23).
- [4] "日めくりカレンダー用花のデジタル写真集事件", 平成 20 (ネ) 10008, 慰謝料請求控訴事件 著作権 民事訴訟, 平成 20 年 6 月 23 日, 知的財産高等裁判所, 東京地方裁判所, http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/504/036504_hanrei.pdf, (参照 2016-05-23).
- [5] "e ラーニングと著作権", 尾崎史郎, 情報処理, Vol.49 No9 Sep.2008 1057-1060, 2008。
- [6] "教えて!著作権 第1回 著作権とは? 著作物を利用する、とは?",南亮一,情報管理 53(7),381-395,2010,53(7),381-395,2010
- [7] "ケイコとマナブ アイコン一覧表の編集著作物性", 平成 16(ネ)2327, 著作権 民事訴訟, 平成 17 年 3 月 29 日,東京高 等裁判所,東京地方裁判所, http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/666/009666_hanrei.pdf, (参照 2016-05-23).